

〔論文〕

中長期輸出金融の展開とアメリカ輸出入銀行

神 沢 正 典

はじめに

中長期輸出信用は、貿易品構成における資本財輸出の増大を契機に本格化し、1960年代に商慣習として定着した。資本財ないしプラント類の輸出は、一件の金額が大きいだけでなく、受注から引渡しまでに長期を要するために、延払信用に頼らざるを得ない。延払信用は、短期貿易金融とはちがって、資本の生産時間にもかかわることから、受入国側では「開発金融の一形態」¹⁾として理解される向きもある。だが、信用供与国の側では、商品輸出促進のための貿易金融であることは言うまでもない²⁾。近年、価格、品質面での競争に加えて、いかにしてより有利な信用条件を提供するかという輸出金融面での競争が激化してきたのも、プラント類の販路確保のためであった。

「OECD ガイドライン取極」は、基準金利の設定によって「金利ダンピング」を阻止しようとしたものであるが、各国の市場金利とガイドライン金利の格差はなくなるものではなく、その結果、各国は直接・間接の財政負担を強いられている。「輸出信用問題が、政府間経済論争の主要議題に昇格した主な理由は、輸出信用プログラムを支えるコストの増大であった。論議は、今日、輸出信用機関の役割と輸出者に与えられる支持の競争的性格をめぐって行なわれている。」³⁾

アメリカ輸出入銀行をとりまく状況も例外ではない。輸銀はこれまで国内においても、さほど関心を寄せられる存在ではなかった。しかし、近年の貿易収支の赤字拡大、公的輸出信用

競争の激化のもとで、コストの削減を主張する政策当局と輸出拡大のために輸銀支持の強化を求める輸出業界との対立が続いている。1983年輸銀改正法に、輸銀の競争力強化が織り込まれたが、それが言葉通り実現される保証はない。81年度以降、輸銀承諾額は削減されているからである。輸銀にとっては、「小さな政府」政策の一環として、いかにして補助的要素を減らすのかが、当面する課題なのである。

本稿では、従来あまり取り上げてこられなかった中長期輸出金融の問題を、アメリカ輸銀の立場から考察し、公的輸出金融をとりまく状況の一端を明らかにしたい。

注)

- 1) Ongpin, R., [17], p. 11.
- 2) 木下悦二, [31], 60頁.
- 3) Dunn, A., and Knight, M., [10], p. 37.

I. 公的輸出信用制度の形成

(1) 国家の貿易金融への介入

公的輸出信用、すなわち国家の貿易金融への介入なる事態の出現は、第一次大戦後のイギリスを嚆矢とするが、その本格的展開は1950年代に入ってからであった。

貿易金融への国家介入を正当化する根拠として持ちだされるものに、資本市場の不完全性と不効率性がある¹⁾。まず、資本市場の不完全性とは、買い手のデフォルトや支払い不能を意味する商業上のリスクおよび外国送金を遅延させたり阻止したりする政府の行為を意味する政治上のリスクの故に、民間銀行にとって安全、確実な貸付ができないことを指している。次に、

資本市場の不効率性とは、資本設備の輸出金融に必要な長期性資金を銀行が貸したがるなことを意味している。銀行にとって長期融資は、商業上、政治上のリスクに加えて、利率変動から生じる資金調達リスクの存在のために、好ましいものではないからである。公的輸出信用は、商業上、政治上のリスクを除去し、輸出取引を金融するのに必要な流動性を提供すること、総じて、金融市場における民間の中長期融資の困難を打開するために出現したものである。

公的輸出信用には、大別して、①公的機関の直接融資、②民間銀行によるサプライヤーズ・クレジット (S/C)、バイヤーズ・クレジット (B/C) に対する公的機関の保証と保険がある。②の面から出発したのが英、仏、独、伊などヨーロッパ諸国であり、①の面から出発したのが米国であった。

サプライヤーズ・クレジットは輸出者信用と呼ばれるように、売り手による買い手に対する延払信用のことである。通常、5年未満の期間に適用され、資本財を除く製造品輸出に用いられている²⁾。この信用の典型は、輸出者がまず契約額のはぼ20%を現金で受領し、残金を為替手形あるいは約束手形で受けとるという取引である³⁾。手形の期間にわたって、売り手から買い手に商業信用が供与されているのである。輸出者はこの手形を公的輸出信用機関によって保証を与えられている銀行に売却する。商業信用の銀行による代位取引に他ならないが、この場合の公的機関は荷為替信用制度において引受信用を供与する信用状発行銀行と同じ機能を果たしているのである。世銀スタッフ・レポートが指摘するように、「輸出者信用は民間取引を基礎とするものであるが、……、政府が、その保証その他の方法によりこの信用方式の重要性を増大させるうえに、ますます大きな役割を演じている」⁴⁾ (傍点一引用者) のである。

バイヤーズ・クレジットは、銀行から融資の方法で必要資金を獲得した輸入者がその資金で輸出者に代金を支払うという貿易金融の形態で

あり⁵⁾、5年を超える返済期間をもつ資本財輸出金融の一般的手段である⁶⁾。技術的には、この信用は償還請求権なし条件にもとづいて、銀行で割引かれたサプライヤーズ・クレジットと本質的に同じことである。すなわち、売り手は販売代金を即座に回収でき、与信リスクは銀行によって負われているからである⁷⁾。バイヤーズ・クレジットは、1950年代後半にヨーロッパ諸国で発展させられ、1961年にイギリスで輸出信用保証局 (ECGD) の保証対象に加えられて以後、各国で急速に拡大し、サプライヤーズ・クレジットを上回るにいたっている⁸⁾。

B/C にしろ S/C にしろ、融資実行にあたって公的機関の融資保証が重要な役割を果たしている。公的保証は、荷為替信用制度におけるバンク・アクセプタンスと同様に支払保証の機能であり、したがって本質的には、国家による引受信用の供与と規定できよう。

(2) 歴史的背景

ところで、1950年代は中長期輸出金融制度の基礎確立の時期⁹⁾といわれるが、その背景を瞥見しておきたい。

新たな貿易金融の形態が要請されるのは、それに先立って貿易構造そのものの変化が生じているからである。第2次大戦後の基本的変化は、政治的独立を遂げて以後、生産財を必要とする工業化過程にある開発途上国への資本財輸出の増大であった。資本財取引の増大はそれをファイナンスするための資金需要の増加を伴うが、この需要にいかんして応えるかが問題となった。

伝統的貿易金融の方法は、国際金融市場を利用する荷為替信用制度であった。これは、ユーザンス期間180日未満の短期信用であったが、回転信用状や金融手形の性格をもつ non-documentary acceptance を利用することによって、長期延べ払い取引の支払い決済にも転用されていた。また、短期信用の利用ばかりでなく、輸入国が資本市場で起債し、資金を調達する長期資本輸出の形態も用いられた。

大恐慌と世界大戦は、国際金融市場の機能を著しく破壊した。ニューヨーク金融市場の引受信用供与額は大きく後退した。ロンドン市場においても事態はかわらず、国際収支の悪化のもとで、第3国の貿易についてはもちろんのこと、イギリス自身の延払い輸出についても信用の利用は制限されていた。1952年3月には、アクセプタンスのユーザンス期間が120日から90日に短縮され、さらに、リファイナンス・クレジットは停止という、中長期輸出金融にとってきわめて困難な事態が出現していた¹⁰⁾。

このようにして、ヨーロッパ諸国は国際金融市場において、「かつては最も安く、また最も融通性のあった金融形態」¹¹⁾であるアクセプタンス・クレジットを利用できなくなった。また、たとえ利用できたとしても、たかだか期間180日程度の短期信用では、増大する資本財輸出をファイナンスできるはずがなかった。そこで、輸出信用の組織化、すなわち輸出金融制度の創設がはかられねばならなかったのである。

ヨーロッパ諸国に中長期輸出金融制度の早期整備を促した要因として、さらに次のことが指摘できよう。

その一つは、双務支払協定による貿易決済方式の行きづまりである¹²⁾。双務支払協定は1930年代に発達した貿易金融の一形態であったが、戦後も非ドル地域諸国の貿易を金融する基本的手段となっていた。戦後の協定は、貿易から生ずる債権債務を記録するために清算勘定をもつ点では戦前の協定と同じであったが、債権国の輸出者が債務国の輸入者による勘定への支払いを待つことなしに支払いを受けとることができる、いわゆるスウィング勘定を共通して用いていた点で戦前の協定とは異なっていた¹³⁾。スウィング勘定の目的は、貿易を遂行するための流動性すなわち運転資金を提供することであった¹⁴⁾。この双務支払協定の運用の過程で、ラテン・アメリカ諸国やその他の諸国による支払協定の濫用やスウィング・クレジット枠をこえた清算残高の焦付きが発生し、商業債務を返済するのに新たな信用を必要とするようになった。

このような事態は、貿易金融の一形態としての双務支払協定の限界を示していた。そこで、新たな輸出信用の組織化が求められねばならなかった。

もう一つの要因は、アメリカにおける輸出入銀行と世界銀行の業務調整問題であった¹⁵⁾。戦後初期のアメリカ輸銀の活動は、主としてヨーロッパ諸国に対する復興融資を中心に行なわれていたが、46年6月に世銀が業務を開始したこと、また、マーシャル援助が発動されたことから、融資対象をラテン・アメリカ諸国向けの開発融資に転換した。だが、この分野でも世銀の活動と競争するようになったため、49年にアメリカ輸銀の業務範囲を縮小するという形で調整がなされるに到った。この調整の結果、中長期資金の多くをアメリカに依存していた開発途上国は、不足資金を調達するために復興後間もないヨーロッパ諸国に資金供与を求めてきた。このことも、中長期金融機構をヨーロッパ諸国に促す要因となったのである。

(3) 公的輸出金融の制度

次に、主要国一英、仏、米一の制度について簡単にふれておきたい¹⁶⁾。

イギリスは、輸出信用保険という面から公的支援制度を発足させた。信用保険は、債権回収の遅れをつなぐための流動性維持機構であり、中長期輸出金融制度の不可欠の要素となっている¹⁷⁾。信用保険は、銀行引受を利用するのが困難な中長期信用にとっては、アクセプタンスと余り異らない機能を果たすものと考えられた¹⁸⁾。だからこそ、回転信用状の利用以外に中長期金融の機構を持たないシティの信用供与能力を信用保険が補完できたのであった。

戦後においても、シティの基本的立場は、リスクの多い中長期貸出に対する躊躇であった。資本財の輸出を金融する最良の方法は、買い手がロンドン資本市場で証券を発行することによって必要な資金を調達することであって、銀行融資に頼ることはない、とするのがシティの立場であった¹⁹⁾。このような状況の中で、1954

年のイギリス輸出信用保証局 (ECGD) による輸出債権に対する直接保証の開始は、画期的意義を有していた。この保証によって、銀行に ECGD に対する無条件償還請求権を与えた訳であるから、銀行は輸入業者振出し、ECGD 保証付為替手形を即座に買い取ることができた。これによって、中長期輸出債権の流動性が格段に高まった。ECGD の融資保証は、ロンドン金融市場における伝統的な短期アクセプタンス機能の中長期信用への適用であった²⁰⁾。

フランスにおいては、第一次大戦以前においてさえ、今日、中期信用と呼ばれるものの先駆がすでに存在していたが、この信用は決して使用されることはなかった²¹⁾。中期輸出金融の組織化は、1950年3月におこなわれたが、フランスの制度の特徴は、国内の中期金融制度と同様に、再割制度の組織化、すなわち、銀行保有の中期危険資産の流動化機構であった²²⁾。その基本は、輸出者振出しの中期輸出手形を、フランス貿易銀行 (BFCE) の裏書保証、フランス貿易保険会社 (COFACE) 保険付保を条件に、クレディ・ナショナルが再割引し、これを更にフランス銀行に持ち込むことができるというものであった。フランスにおいても、輸出債権の流動化に、保険、保証が動員されていたのである。

保険制度からはじまったイギリスやフランスと異なって、アメリカの公的支援制度は金融から保険へと展開をみせている。アメリカの制度の中核は、言うまでもなく、アメリカ輸出入銀行である。アメリカが保険からではなく、直接融資の方法で公的支援制度をはじめたのは、大恐慌による貿易の縮小に対して直接的な影響を及ぼそうとしたからである。1934年の設立以降、輸銀は国際経済環境の変化とアメリカ対外政策の必要に応じて、その使命を果たしてきた。すなわち、1945年まではアメリカ対外政策の執行機関として西半球を中心に活動し、開発融資と安定融資を提供し²³⁾、45年から48年にかけては、活動舞台を西半球からヨーロッパに移し、復興融資を供与していた。マーシャル援助の発

動後は途上国に対する開発援助機関となっていたが、ヨーロッパ諸国と日本の復興によってアメリカ市場が侵害されはじめたことから、本来の任務である輸出金融機関に復帰した。「1950年代の未までに、輸出促進は輸銀の主要な機能になっていた。」²⁴⁾ アメリカにおいて、輸出信用保険および保証の制度上の拡充がなされたのは1960年代になってからであった。

注)

- 1) Baron, D. P., [2], p. 59.
- 2) World Bank Staff Report, [29], p. 30.
- 3) Walmsley, J., [28], p. 237.
- 4) 世銀スタッフ・レポート, [34], 1頁.
- 5) Walmsley, J., [28], p. 35.
- 6) World Bank Staff Report, [29], p. 30.
- 7) Rendell, R. S., [18], p. 92.
- 8) バイヤーズ・クレジットが好まれる理由として、世界経済情報サービス [33] は次の点を指摘している。第1に、輸出者の立場からすれば、輸出信用供与の拡大に伴い、長期固定化された対外債権が累積する一方、金融機関による流動化のための融資によって、長期固定債務も累増し、財務内容の健全性維持が難しくなってきたこと、第2に、輸入者においては、売買交渉と金融交渉を分離した方が得策と考えられてきたこと、である (18頁)。欧米諸国の傾向とは逆に、日本ではサブライヤーズ・クレジット方式が一般的である。その理由の詳細は、日本機械輸出組合, [38], 9頁, を参照されたい。
- 9) 世界経済情報サービス, [33], 20頁。
- 10) Segré, C., [19], p. 117, 邦訳79頁。
- 11) *ibid.*, p. 117, 79頁。
- 12) *ibid.*, p. 119, 80頁。
- 13) Mikesell, R. F., Trued, M. N., [16], p. 2.
- 14) *ibid.*, p. 38.
- 15) 世界経済情報サービス, [33], 11頁。
- 16) 各国の制度の詳細については、OECD, [30], および Dunn, A and Knight, M., [10], を参照。
- 17) Segré, C., [19], p. 153, 50頁。
- 18) *ibid.*, p. 147, 47頁。
- 19) *The Banker*, [6], p. 16.
- 20) 塚崎輝博, [35], 7頁。
- 21) Cauboue, P., [5], p. 130.
- 22) Segré, C., [19], p. 188, 68頁。
- 23) 戦前期の活動については、Adams, F., [1], および斎藤叫, [32], を参照されたい。
- 24) Holliday, G. D., [15], p. 384.

II. アメリカ輸出入銀行の活動

(1) アメリカ輸出金融の制度と形態

アメリカにおける公的輸出信用制度の中核は輸出入銀行に他ならないが、輸銀の活動を補完する機関として、対外信用保険協会 (FCIA) と民間輸出金融会社 (PEFCO) がある。FCIA は、1961年に51の民間保険会社によって設立され、輸銀の代理店として行動し、輸出取引と結びついた商業リスクに対するカバーを提供している¹⁾。基本的目的は返済に関する輸出者のリスクを極小にすることによって、輸出者が彼の顧客に有利な信用条件を提供することで、効果的に競争できるようにすることである²⁾。PEFCO は、アメリカの輸出金融を強化するために必要な非銀行資金を金融市場に動員することを目的に、1970年に54の商業銀行、7つの製造企業、1つの投資銀行によって設立された。この会社は、輸銀を含む他の金融機関が貸付過剰や過重負担の状態にある時に登場する補足的貸手であることを目指している³⁾。

アメリカ輸銀の提供する信用を整理したのが表II-1である。直接融資は金額500万ドル以上で返済期間5年超の輸出に適用されるもの

表II-1 輸銀のプログラム

直接融資
輸出信用保険 (1953年発足)
融資保証 (1961年S/Cに適用, 66年B/Cに拡大)
ディスカウント・ローン (1966年新設)
CFF制度 (1970年新設)

で、輸銀自身のおこなうバイヤーズ・クレジットである。主として、建設機械、製造プラント、航空機、原子力設備等の資本財輸出に適用されている。ディスカウント・ローンは、その名称から見れば割引信用の供与と思われるかもしれないが、この内実は市中銀行保有の輸出債権を見返りとするリファイナンス制度であり、輸銀自身の行うサプライヤーズ・クレジットである。この制度によって、市中銀行は金利固定の資金を調達できる。だが、1983年より、この制度は小企業 (年間売上げ高2,500万ドル以下) の販売支持に制限されている。輸銀によって供与される第3の信用として協調融資制度(CFF)があるが、これは主として途上国への輸出に中期信用を与えることを目的としている。CFFは、小規模の取引のために、相手国の銀行にバイヤーズ・クレジットを供給することによって直接融資を補完することを企図されていた⁴⁾ が、あまり活発に利用されなかったため、廃止されることになった。

(2) 資本財輸出とアメリカ輸銀

さて、ここで、1970年以降の輸銀の活動を概観し、その特徴をさぐってみよう。

輸銀の活動は、その総裁によって大きなインパクトを与えられてきた。1969年から73年までのケアンズ (H. Kearns) 時代は、「何ら恥じるところのない促進的行動主義の5年間」⁵⁾ と形容されているように、輸銀の促進的役割を強調し、利率を6%に維持した。キャセイ (Casey) 時代 (1974-75) は、融資活動の実質的引締め期であり、利率がかなり上げられ

表II-2 輸銀の承諾額 (10億ドル)

	FY 1970	FY 1971	FY 1972	FY 1973	FY 1974	FY 1975	FY 1976	FY 1977	FY 1978	FY 1979	FY 1980	FY 1981	FY 1982
融資	2.209	2.362	3.285	4.054	4.905	3.813	3.489	1.669	3.425	4.475	4.578	5.428	3.516
保証	0.613	1.420	1.743	1.988	1.594	1.574	1.661	1.293	0.589	0.908	2.510	1.513	0.727
保険	1.147	1.615	2.202	2.473	2.601	2.929	3.470	4.089	3.362	4.108	5.522	5.910	5.104
合計	3.968	5.397	7.230	8.514	9.100	8.315	8.620	7.051	7.376	9.491	12.609	12.854	9.348

出所: Export-Import Bank, *Annual Report*, 1970-1982, Washington, D. C.

た。より大きな変化はダブルル (Dubrul) 時代 (1976—77) に生じた。この期には、利子率の引上げ (7.9%→8.5%) と同時に、直接融資規模が縮小されたのである。ムーア (Moore) (1977—1981) は、輸銀の促進的役割と公的輸出信用競争に対抗する必要を強調して、ダブルルの政策を逆転させた。その結果、利子率の引下げと信用の拡大がもたらされた。融資額は77財政年の16億7,000万ドルから翌年には34億2,500万ドルに引上げられ、輸出価額に対する直接融資のカバー率も47%から63%に拡大され、公的支持の著しい強化がはかられたのである。今日、その職にあるドレーパー (Draper, III) は、レーガン政権の緊縮政策の一環として輸銀のコミットを極力抑制する方針をうちだし、1982年度の承諾額は前年度に比べて27%の減となった。直接融資と保証・保険の比率では、81年度に保証・保険が57.7%であったのに対して、82年度は62.4%と若干拡大している。このような動向は、輸銀の承諾額の推移を示した表Ⅱ-2に見ることができよう。

表Ⅱ-3はアメリカの輸出と輸銀の支持率を示したものであるが、注目されるのは、輸銀による資本財輸出の支持率が低下傾向にあることである。1970年から81年の間に、直接融資によ

って支持された率では、25%から10%に、保証と融資の両方によって支持された率では、30%から13%へと大きな低下を示しているのである。これは、基本的には、資本財輸出が10年間に5倍になっているのに、輸銀支持額は2倍にしか上がっていないことの反映であるが、それ以外の要因として国際金融市場の拡大と米銀の貿易金融技術の熟練からくる政府金融の必要性の減少を指摘する論者もある⁶⁾。アメリカの輸出業者たちは公的支持率が他国よりも低いことを理由に支持拡大を要求しているが、全輸出に対する支持率と比べれば、資本財輸出のそれが高いことは言うまでもない。

次に、輸銀の支持がどの部門に向けられているのかを見よう。表Ⅱ-4に示されているように、輸送機械および建設機械や採鉱機械のような非電部門が高い比率を占めている。輸送機械の中では、航空機の比重の高さが注目される (表Ⅱ-5)。航空機輸出は、1971年以後、輸銀支持輸出の20%を占めていたが1980年、81年にはPEFCO融資を含む直接融資額の約5割という高率を示しているのである。これは、航空機輸出市場における英、独、仏共同のエアバスとの競争から生じたものであり、輸銀の航空機輸出支持政策はアメリカのシェア拡大の重要な

表Ⅱ-3 アメリカの輸出と輸銀支持 (10億ドル)

	(1)総額	(2)資本財	(2)/(1) (%)	(3)直接融資に 支持された資本財輸出	(3)/(1) (%)	(4)融資と保証 に支持された 資本財輸出	(4)/(1) (%)
1970	42.469	14.659	34.5	NA	NA	NA	NA
71	43.319	15.372	35.5	3.946	25.7	4.854	31.6
72	49.381	16.914	34.3	4.581	27.1	6.077	35.9
73	71.410	21.999	30.8	5.155	23.4	7.082	32.2
74	98.306	30.878	31.4	7.979	25.8	9.226	29.9
75	107.088	36.639	34.2	6.643	18.1	7.975	21.8
76	114.745	39.112	34.1	4.896	12.5	6.781	17.3
77	120.816	39.767	32.9	2.041	5.1	4.489	11.3
78	142.054	46.470	32.7	4.552	9.8	5.763	12.4
79	184.473	58.842	31.9	6.199	10.5	7.743	13.2
80	224.237	74.178	33.1	7.736	10.6	9.990	13.5
81	237.019	81.548	34.4	8.304	10.2	10.378	12.7

出所: Baron, D. P., [2], p. 42 (一部修正)

(原資料: *Economic Report of President*, Export-Import Bank, *Annual Report*, 1971-81)

表II-4 輸銀支持輸出の部門別構成(%)

	FY 1971	FY 1972	FY 1973	FY 1974	FY 1975	FY 1976	FY 1977	FY 1978	FY 1979	FY 1980	FY 1981
輸送機械	28	21	24	25	16	19	21	18	36	29	31
伝達 "	9	7	9	5	9	5	4	3	2	6	6
建設 "	7	12	12	11	27	15	20	15	18	15	16
電力 "	15	18	9	14	3	20	10	15	12	16	7
製造 "	7	10	12	13	22	9	7	6	6	4	17
採鉱 "	15	10	14	13	4	8	7	23	9	4	9
農業 "	9	6	10	8	10	6	8	6	3	4	4
その他	12	17	10	11	9	18	24	15	14	22	10

出所: Export-Import Bank, *Annual Report*, 1971-1981

表II-5 部門別直接融資額

部門	FY1981		FY1980	
	融資 (100万 ^{ドル})	割合	融資 (100万 ^{ドル})	割合
農業/建設	5.1	0.1	14.2	0.2
伝達	336.9	6.7	420.6	8.8
製造	428.9	8.5	319.4	6.7
採鉱	873.8	17.3	400.8	8.4
動力	739.1	14.7	1,469.9	30.7
輸送				
航空機	2,457.1	48.8	1,966.6	40.9
その他	60.9	1.2	96.7	2.0
その他	137.3	2.7	109.2	2.3
計	5,039.1	100.0	4,787.4	100.0

出所: Baron, D. P., [2], p. 47.

(原資料: Export-Import Bank, "Additionality of ExImbank's FY1980 Credits," Washington, D.C., 1981, and Export-Import Bank, "FY1981 Additionality Study: Results" Washington, D. C., 1982)

表II-6 アメリカ工業品輸出の部門別構成

SITC	1979	1980	1981	1982
	%	%	%	%
5 化学	14.8	14.4	13.7	14.2
6 基礎素材	13.9	15.4	13.4	12.0
7 機械設備	60.4	58.8	62.0	62.3
71-75 非電	28.4	29.1	30.8	31.6
76-77 電気	9.9	9.7	9.9	10.8
78-79 輸送	22.1	20.0	21.3	19.9
8 その他	10.8	11.3	10.8	11.4

Business America, January 23 1984, p.17より作成

要因になっている⁷⁾。ちなみに、一言しておけば、航空機輸出の大半は先進国向けであることから、輸銀の融資先は、近年、途上国から先進国に比重を移す結果となっている。これは、後に述べることであるが、輸銀の行動基準が資本市場の欠陥を克服することから、補助的輸出信用競争に対抗することへと変化したことを物語っている。

さて、輸銀の支持は主として資本財輸出に特化しているのであるが、資本財はアメリカ全輸出の3割強を、工業製品輸出に限定すればその6割を占めている(表II-6)。なかでも、非電気機械と輸送設備が資本財の中軸であり、これらの産業に輸銀融資が集中していることは、アメリカ産業の競争力の核となっている部門に公的資金が振り向けられていることを意味する。さらに、両部門の輸出依存度を見れば、全製造業平均よりもかなり高い水準にある(表II-7)。これらのことから、輸銀の支持は、国際競争に直面しかつ販売の大きな部分を国際市場に依存している産業(多国籍企業)に向けられているのがわかるであろう⁸⁾。

(3) 累積債務危機とアメリカ輸銀

すでに述べたように、アメリカ輸銀は直接融資以外に、保険と保証の制度を有している。最近まで、輸出保険制度は商業リスクを民間保険で負担し、政治リスクおよび一定の限度額をこえた商業リスクを公的機関が引受けるという形

表II-7 輸出依存度

Product	1978	1979	1980	1981
Nonelectric machinery				
Construction machinery	.283	.299	.386	.433
Mining machinery	.202	.242	.274	.287
Oil field machinery	.462	.479	.498	.490
Materials handling	.076	.054	.072	.065
Metal cutting machine tools	.136	.118	.119	.124
Metal forming machine tools	.240	.194	.214	.236
Tools, molds, precision equipment	.024	.025	.031	.042
Food processing	.450	.483	.559	.562
Textiles and apparel	.253	.311	.311	.315
Printing trades machinery	.274	.300	.314	.331
Furnaces and ovens	.245	.257	.291	.260
Turbine generator sets	.140	.159	.300	.322
Electrical and electronic equipment				
Transformers	.070	.076	.079	.083
Telecommunications equipment	.048	.050	.054	.060
Communications equipment other than telecommunications	.099	.096	.092	.092
Electronic components	.174	.182	.195	.200
Transportation equipment				
Motor vehicles	.029	.034	.041	.035
Aircraft	.431	.371	.370	.357
Aircraft-engines and parts	.186	.176	.213	.225
Shipbuilding and repairs	.024	.029	—	—
Average: all manufactures	.070			

出所: Emery et al., [11], p. 47
 (原資料: *Predicasts Basebook*, 1982)

態であったが、近年の途上国の経済破綻に起因する保険金支払増のために保険会社が収支悪化に陥ったことから、1983年10月より商業リスクを含むすべてのリスクを政府が引受けることになった。公的保険制度の強化である。

保証には、アメリカの輸出者が商業銀行に負っている中期輸出債務の返済を対象にして償還請求権なしに商業銀行を保証するもの（銀行保証）と、商業銀行による輸入者への融資の返済を保証するもの（融資保証）がある。輸銀の保証業務は、「もともと市中銀行による融資を補完するものであるから、市中銀行の提示する金利が高ければ融資残高も増えず、従って新規に承諾される保証案件も減ることになる。」⁹⁾ すな

わち、保証額の増減は市中金利の動向に従属しているのである。

これまで、保証と保険の合計額は直接融資額とほぼ同額であったが、近年、途上国の債務危機に直面して、保証・保険規模の拡大がはかられようとしている（84財政年においては、直接融資枠44億ドルに対し保証枠は100億ドルとなっている）。そこで、1982年に国際金融界を震撼せしめたブラジル、メキシコにおける累積債務危機に対するアメリカ輸銀の対応を取りあげてみよう。債務累積問題に対するアメリカの基本構図と輸銀の政策転換を明瞭に読みとることができるからである。

議会資料を要約すれば次のようになる¹⁰⁾。

- ① アメリカ政府の基本的立場は、債務累積を「流動性」問題¹¹⁾として把えることである。したがって、そこから導出される解決法は、様々な径路から「流動性」を供給すればよいことになる。
- ② 輸銀の利用は、IMF 融資、商業銀行の新規貸付、他国政府による公的融資、そして既存債務のリスケジュールという多角的努力の一環として考えられた。曰く。「貿易金融プログラムは、市場の信頼を高め、追加的商業銀行貸付を促進し、債務問題から生じるアメリカ輸出の下落¹²⁾を阻止し、途上国の調整努力を促すことができる。」¹³⁾
- ③ そこで提起される具体的施策は、直接融資の拡大ではなく、メキシコに対しては5億ドル、ブラジルには15億ドルの保証・保険枠の供与である。
- ④ この施策が発動される前提条件として、両国にIMF の安定計画の受入れを求める。

債務危機が途上国への民間融資の減少、したがって途上国の輸入の減少をもたらすことから、アメリカの対途上国輸出を拡大するために、輸銀の保証・保険を媒介に民間資金を貿易金融に動員しようというのがねらいである。

ここで2つの点が注目し値する。一つは、輸銀とIMFの連係である。すなわち、コンディショナリティを梃とした途上国の経済再建に対するIMFの監視の下で、民間銀行が新規融資やリスケジュールに乗り出すという構図に加えて、輸銀の保証・保険の供与という新たな「セーフティ・ネット」をかぶせることで、民間資金のさらなる動員を可能にしようとしていることである。

第2に、輸銀のプログラムが直接融資ではなく保証と保険に限られている点である。アメリカ政府が望む輸出促進の最良の方法は、輸銀の「補助的金融から民間金融のアベイラビリティの維持に移ること」¹⁴⁾であり、その手段として保証・保険は民間セクターを中長期貿易金融に参加させる媒介の位置を占めているのである。直接融資から保証・保険の拡大へという輸銀支持政策の転換である。これは、債務危機とのかかわりでのみなされているのではなく次に述べる、公的輸出信用競争の必然的結果でもある。

注)

- 1) 活動の詳細は、Keenan, R., 'FCIA', in Baughn,

W. H., and Mandich, D. R., ed., [3], を参照されたい。

- 2) Rendell, D. S., [18], p. 138.
- 3) Nee, F. W., 'PEFCO', in Baughn, W. H., and Mandich, D. R., ed, [3], p. 428.
- 4) Rendell, D. S., [18], p. 126.
- 5) Hillman, J. J., [14], p. 131.
- 6) Baron, D. P., [2], p. 41.
- 7) 航空機支持金融の詳細および事例研究はBaron, D. P., [2], Chapter 9・10を参照されたい。
- 8) Emery, J. J., et al., [11], p. 44. また、多国籍企業に対する輸銀支持の詳細については、Feinberg, R. E., [12], Chapter 8を参照されたい。
- 9) 日本興業銀行, [39], 45頁。
- 10) U. S. Senate, [26].
- 11) 累積債務危機を「流動性危機」と把えるか「支払い不能危機」と把えるかに関する議論の紹介と論評については、毛利良一, [40], を参照。
- 12) 1983年第1四半期に、対ブラジル輸出は前年比30%, 対メキシコ輸出は39%の下落になっていた。
- 13) U. S. Senate, [26], p. 29. 財務省のレーランド国際問題担当次官の証言。
- 14) *ibid.*, p. 30.

Ⅲ. 公的輸出信用規制とアメリカ輸銀

1978年修正法において、輸銀は公的輸出信用競争の規制という新たな使命を賦課された。それ以後、他国の補助的輸出金融に対抗する一方で、国際協定を通じて輸出信用補助を削減あるいは除去するという政策を指向している。本節では、公的輸出信用競争のアメリカ輸銀にもたらす影響と輸銀の対応を検討する¹⁾。

(1) 公的輸出信用競争とその規制

輸出信用の競争性を評価する指標として、各国の公的支持率の大きさ、融資実行金利とそれによって生ずる公的補助額の規模を挙げることができるが、それに加えて輸出商談敗退要因の分析も有役な指針となりうる。

アメリカ輸銀は、融資を実行するに先立って、承認する用意のある直接融資と融資保証の

条件を略述した PC (Preliminary Commitments) を発行している。PC は、海外販売を準備している輸出者にとって有役であるし、ま

表Ⅲ-1 P C の分布

	航空機		動力		その他	
	数	100万 ^{ドル} 価格	数	価格	数	価格
I. 成果						
延期	4	454	13	346	83	4,338
落札	57	7,623	47	2,918	143	4,612
敗退	8	2,219	49	3,510	69	2,076
II. 敗退理由						
価格	2	1,069	25	1,688	20	401
輸出金融	0	0	1	354	6	269
混合借款	0	0	2	30	7	111
その他	5	1,150	21	1,438	36	1,295

出所：U. S. Senate, [24], pp. 184~186より作成。

表Ⅲ-2 国別の敗退要因

	価格	金融		その他	計
		通常	混合		
仏	5	0	2	15	22
独	9	1	2	8	20
日	17	1	0	8	26
英	2	1	3	2	8
その他	19	1	4	31	55
計	52	4	11	64	131

Baron, [2], p. 127(原資料：Export-Import Bank, "Disposition of Preliminary Commitments," Washington, D. C., 1980, 1981)

表Ⅲ-3 公的支支持率

	1978		1979	
	①	②	①	②
フランス	38.7%	19.5%	32.0%	20.6%
ドイツ	10.5	6.0	8.4	6.0
イタリア	15.6	21.1	11.1	27.0
日本	32.6	3.9	38.2	7.3
イギリス	52.2	9.5	38.7	14.4
アメリカ	5.1	10.4	5.2	14.8

注) ①は全輸出に占める支支持率, ②は資本財輸出の支支持率

出所：Baron, D. P., [2], p. 117より作成。

た、輸銀にとっても、その長期融資計画の潜在的需要の指標になっている。表Ⅲ-1は、部門ごとの応札の結果と敗退要因を示している。輸銀が融資を集中している航空機部門では敗退件数は少ないが、動力部門では受注件数よりも敗退件数が多いし、またそれ以外の部門でもかなりの敗退がある。敗退要因で多いのは価格、技術要因であるが、援助を含む金融条件も重要な要素になっている。これを国別に分類した表Ⅲ-2でみれば、アメリカは英、仏、独の提供する「混合借款」に敗退しているのが目だっている。アメリカが今日「混合借款」に激しく抵抗している背景である。

さて、それでは他の先進国はどの程度の公的支支持を与えているのであろうか。表Ⅲ-3によれば、全輸出に占める公的支支持の割合は仏、日、英の3国が高く、アメリカはたかだか5%程度の支支持率であるが、資本財輸出になると仏、伊について米が高い水準にあり、前節でみたように、国際競争の激しい資本財部門の支支持という輸銀の政策を反映している。

このような公的支支持が、各国にどれだけのコストを強いているのかを示したのが表Ⅲ-4である。市場金利よりも低い金利で融資を実行する結果、調達金利と実行金利の差額分だけ補助金を与えていることになるわけである。表では、調達金利を10年物国債利回りにとっ

表Ⅲ-4 公的輸出金融における補助金の国際比較(1) (100万ドル)

	1978	1979	1980
フランス	197	210	342
イギリス(2)	146	195	249
日本(3)	14	40	130
アメリカ	9	55	145
西ドイツ	0	0	43

(注) (1)長期国債の平均利回りを基準にとる。
(2)輸出の1/3をドル, 2/3をポンドと仮定
(3)輸出の半分はドルと仮定

出所：「プラント輸出の現状と展望」(1983年版)178頁(原資料：Export-Import Bank of the U. S., Report to the U. S. Congress on Export Credit Competition and the EXIM Bank of the U. S., 1981)

表Ⅲ-5 輸銀の借入、貸付金利と純収入

	平均借入金金利	平均貸付金利	純収入(うち未収利子)
1976	7.997%	8.42%	115.4(100万 ^{ドル})
77	7.325	8.53	137.4
78	8.252	8.25	139.1
79	9.393	8.34	188.7(25)
80	11.196	8.44	109.7(93)
81	13.862	NA	12.1(89)

出所：Baron, D. P., [2], p. 38, 48, 49より作成。

るが、どの金利を市場金利と見なすかによって、補助の額に変動が生ずるのは言うまでもない²⁾。ともあれ、この表によれば、仏の補助額が極だって大きく次いで英、米、日の順でコスト負担を強いられているのである。補助の額が大きくなるにつれて、公的融資機関自体の金融ポジションの悪化かあるいは直接、国の財政支出の拡大につながらざるを得ない道理になる。

アメリカ輸銀の場合、表Ⅲ-5に見られるように、借入金の利子支払い増のため、純収入は79年の約1億5,900万ドルから81年の1,200万ドルに急落した。しかも、この収入の中には未収利子も含まれており、その額が81年に8,900万ドルであったことから、81年の収入は実際にはマイナスになっていた。この年、輸銀の歴史上はじめて、財務省への配当金の支払いが滞った。

公的輸出信用規制の登場は、「英国、米国およびフランスなどの市場金利水準が高く、したがって金利マトリックスを上げないと財政的に破綻をきたす」³⁾ 国の存在を背景にしているのである。

輸出信用条件調整についての協調努力は、1963年に OECD 貿易委員会によって設立された「輸出信用グループ (ECG)」によって主導された。ECG の目的は、5年超の返済期間をもつ信用取引のための情報と協議の枠組をつくることであって、1972年に実現した。この情報システムの発展に伴って、補助的金利が金融条件の競争手段としての役割を強めていることが認識されるに到った。石油ショックによる経済環境の変化から生じる信用競争の激化も加わって、73年9月に、仏、西独、伊、日、英、米の諸

国は信用競争を制限するための「紳士協定」締結に向けて協議を開始した。1年後の1974年9月に、6ヶ国は7.5%を最低金利とする限定的合意に達したが、これはより効率的なフレームを作るための第一歩にすぎなかった。そして、76年のコンセンサスを経て、78年に「公的支持輸出信用に関するガイドライン取極」として結実した⁴⁾。

「ガイドライン」の要点は、①契約額の最低15%の現金支払いを必要とすること、②信用期間、国別分類にもとづいて最低金利が決められること、③元本返済は6ヶ月の猶予期間の後におこなわれ、利子は通常資本還元されないこと、④援助要素が25%以下の混合借款は認めること、⑤逸脱行為には対抗措置を講ずることができること、である。「ガイドライン」は、航

表Ⅲ-6 ガイドライン金利の推移

	信用期間			備考
	2~5年	5~8.5年	8.5~10年	
第1カテゴリー	7.75	8.00	n. a.	1978. 4. 1~80. 6.30 80. 7. 1~81.11.15 81.11.16~82. 7. 5 82. 7. 6~83.10.14 83.10.15~84. 7.14 84. 7.15~
	↓	↓		
	8.50	8.75		
	↓	↓		
	11.00	11.25		
	↓	↓		
12.15	12.40			
↓	↓			
12.15	12.40			
↓	↓			
13.35	13.60			
第2カテゴリー	7.25	7.75	n. a.	n. a.=not applicable
	↓	↓		
	8.00	8.50		
	↓	↓		
	10.50	11.00		
	↓	↓		
10.85	11.35			
↓	↓			
10.35	10.70			
↓	↓			
11.55	11.90			
第3カテゴリー	7.25	7.50	7.50	
	↓	↓	↓	
	7.50	7.75	7.75	
	↓	↓	↓	
	10.00	10.00	10.00	
	↓	↓	↓	
	10.00	10.00	10.00	
↓	↓	↓		
9.50	9.50	9.50		
↓	↓	↓		
10.70	10.70	10.70		

空機、原子力プラントには適用されない⁹⁾。

最低金利設定の理由は、それによって補助的金利の提供を制限することにあるのだから市場金利の動向によっては、ガイドライン金利も改訂されざるを得ない。78年の合意以降今日までの最低金利引上げは、市場金利との乖離をせばめるためになされてきた⁹⁾(ただし、83年10月の改訂だけは、金利の引下げであった)。表Ⅲ-6はその推移を示しているが、今や、ガイドライン金利は最低10.7%から最高13.6%の間に設定されるに到った。「ガイドライン」の異種通貨同一金利設定方式は、高金利国と低金利国の利害対立をひきおこしている。すなわち、高金利国は基準金利の引上げによって金利負担を軽減できるのであるが、低金利国では基準金利が市場金利を上まわることになったからである。この問題を検討したワレン委員会は、通貨別金利体系方式と統一変動金利マトリックス方式の2案を提案していたが、1983年10月に後者を取り入れることが合意され、半年に一度基準金利の見直しが行なわれることとなった(加盟国の加重平均金利が前期のそれよりも0.5%以上変動したら、ガイドライン金利も自動的に調整される⁹⁾)。

もう一つの改訂は、国別カテゴリーの再分類である。1973年の一人あたりGNPを基準とした分類から、82年の改訂で、79年の一人あたりGNP 4,000ドル以上の国を第1カテゴリーに、IDA融資適格国を第3カテゴリーに、そして残りを第2カテゴリーに再分類した結果、ソ連は高所得国に、NICsは中所得国にそれぞれ格上げされた。低所得国を卒業して中所得国に移った国にとっては、金利引上げとともに二重の負担を強いられることになったわけである。

結局、先進国の輸出信用補助を削減するための、ガイドライン金利引上げと国別カテゴリーの再分類は、先進国の財政負担を輸出信用を利用する多くの途上国に転嫁するという解決法にすぎない。

(2) アメリカ輸銀の対応とその帰結

ガイドライン金利の引上げによる譲許的金融の削減政策に加えて、アメリカ輸銀は競争的部門に公的集中を集中することによって、他国をして、公的輸出信用競争の浪費性を知らしめ、交渉のテーブルにつかせる手段を用いている。「ガイドライン」におけるマッチング権⁹⁾の行使であり、「報復戦略」⁹⁾とも呼ばれている路線である。

「ガイドライン」におけるマッチング規定は(a)事前通知と協議を必要とするもの、(b)事前通知だけを必要とするもの、(c)即時通知を必要とするものに区分されるが、(a)が一般的規定である。その大筋は次のようである。「ガイドライン取極」を逸脱する条件を提供しようとする国は、10暦日前に他の加盟国に通知する義務を有し、他国が協議を要請すれば、コミットメントの実行をさらに10暦日延期しなければならない。10あるいは20暦日後、初動国から逸脱条件の撤回通知がなければ、他の加盟国は初動国と同一の逸脱要素を含む条件あるいは、対抗国によって新たに導入された逸脱要素を含む条件をもつ信用を提供する権利を有する。

マッチングの内容については様々な条件が考えられるが、アメリカ輸銀が行使してきたのは、基本的には、輸銀支持率の拡大、低金利および返済期間の延長(15~20年満期)である。「長期融資の資金は他国の公的輸出信用機関にとってそれほど容易に利用可能ではないので、輸銀にとって競争に対抗するより効果的な方法は、OECDガイドラインから逸脱し、返済期間を延長することである。我々は[82財政年に]34のケースについてそうしてきた」¹⁰⁾とドレーパー総裁は議会で証言している¹¹⁾。また、マッチングの対象となるのは「混合借款」であることが多いようである。「混合借款」は公的輸出信用に援助を結合したものであり、それによって借り手の金利負担を軽減するものであるだけに、その多用は「ガイドライン取極」の金利マトリックスをないがしろにしかねない。この信用の利用はフランスからイギリス、オランダ、ベルギー、ドイツ等の欧州諸国に拡大してきて

いる。

「混合借款」の使用については資料の制約があって必ずしも明らかではないが、アメリカ商務省は次のような概況を公けにしている¹²⁾。1982年1月から10月央までの期間に、総数78件の「混合借款」が利用され、国別ではフランスの23件を筆頭に、最低10件以上利用したイタリア、オランダ、スウェーデンと続いている。総額は、報告のあった50件の合計で16億6,400ドルであった。次に、その供与先は途上国36ヶ国に及び、なかでもインド、エジプト、ブラジルなどの先発途上国が総数の3分の2、総額の4分の3を占めている。問題となるグラント・エレメントの水準¹³⁾では、報告のあった71件のうち59件が25%から30%の間であった。別の資料¹⁴⁾によれば、事前通告の必要なグラント・エレメント20~25%の件数は、1981年度の50件から83年度の163件に増加しているといわれる。

輸銀は他国に初動された「混合借款」に、場合に応じて対抗している。その一端として、資料は古くなるが、バーグステンによれば、1980財政年に、キプロスとチュニジアがそれぞれイギリスとフランスから「混合借款」の提示を受けていたが、輸銀はこれに対してマッチング権を行使し、チュニジアについては金利5.5%で1億ドルのクレジット・ラインを提供することでフランスに打ち勝っている¹⁵⁾。

ところで、マッチングについては2つの点で疑問を呈したい。一つは、マッチングの有効性である。輸銀は、マッチングを他国に補助的輸出金融を止めさせる戦略の一要素としての位置を与えているが、対抗手段に対して新たな逸脱が生じないとする保証はない。すなわち、「ガイドライン取極」の逸脱に対するマッチングが新たな逸脱を生み、輸出信用競争を激化させる側面を否定できないのである。したがって、マッチングをもって輸出信用競争阻止の有効な手段であると思えず訳にはいかないのではなからうか。

第2の疑問は、マッチングのコストについて

である。輸銀支持率の拡大や低金利の適用が輸銀にとってコスト増になるのはもちろんのこと、返済期間の延長も、それが市場利子率以下の条件でなされるかぎり補助金の増大にならざるを得ない。一方における「リーダー戦略」¹⁶⁾が適用金利の引上げを主導することによる補助の削減をめざすものとすれば、他方における「報復戦略」は「ソフト・ローン」の拡大による補助の増を招来し、「リーダー戦略」の成果を食いつぶすことに帰着するのではなからうか。

そこで、補助金削減を推進するための新たな方策として注目されているのが、輸出金融の「民間優位化」(Privatization)¹⁷⁾である。節を改めたい。

注)

1) 財務省のレーランド次官は、アメリカの輸出信用政策の基本を次の3点に要約している。

「(1) 我々は輸出信用補助に反対する。そのような補助は資金を国内の納税者から外国の輸入者に移転させ、輸出からの実質利得を削減し、貿易をゆがめ、金融市場での政府需要の膨張に結果する。

(2) 輸出信用補助は、国際協定をつうじて削減あるいは除去されるべきである。

(3) そのような補助が適用される場合、輸銀からの融資は、アメリカの輸出者が競争に打ち勝つことを助けるために使われるべきである。」(U. S. Senate, [25], p. 56)

表Ⅲ-7 輸銀融資の補助額の推定値(単位100万ドル)

	①	②	③	④
	CBO	Emery at al	Baron	Baron
1978	10.2			
79	58.1	225.329	553.471	732.387
80	126	517.096	979.148	1,194.335
81		904.680	1,530.846	1,784.659

注) ①Aaa社債利回りを基準, Congressional Budget Office Report, in U. S. Senate [23], p.523

②長期ユーロ債利回り, Emery et al., [11], p. 36

③5年物ユーロダラー金利, Baron, D.P., [2], pp. 165~6

④6ヶ月物ユーロダラー金利, *ibid*

- 2) 表Ⅲ-7は、アメリカ輸銀の提供する補助の額の推定値である。市場金利を何にとるかで補助額が大きく上下しており、推定の難しさを示している。
- 3) 世界経済情報センター、[33]、90頁。
- 4) 以上の論述は、主として Duff Jr., J. M., [9] に依拠した。
- 5) 航空機については、1981年9月に、返済期間10年、基準金利12%という合意が成立した。また、原子力プラントについては、まだ協議中であるが、アメリカは①国別分類でⅠ、Ⅱのカテゴリーに対してガイドライン金利プラス1%、Ⅲのカテゴリーに対してプラス1.5%、②返済期間15年という案を提起している（『日本経済新聞』1984. 8. 4）。
- 6) 1981—82年の「ガイドライン」改訂交渉については、Report of the Secretary of the Treasury, 'International Export Credit Negotiations (1981—1982)' in U. S. Senate, [24], pp. 201—231参照。
- 7) *The Financial Times*, 7 July 1984.
- 8) マッチングに着目して輸出信用競争を分析したものと、西田勝喜、[37]、が有益である。
- 9) Baron, D. P., [2], p. 311.
- 10) U. S., Senate, [25], p. 148.
- 11) Baronによれば、1982年5月の時点で、18億ドル相当分に適用されている（Baron, [2], p. 317）。
- 12) U. S., Senate, [25], p. 63.
- 13) 1982年7月から、25%以上は事後通告、20~25%は事前通告、20%未満は禁止となった。
- 14) 通産省の調べ。『日本経済新聞』1984年4月13日付。
- 15) U. S. Senate, [21], p. 84.
- 16) Baron, D. P., [2], p. 309.
- 17) 「民間優位化」なる訳語は、中西市郎氏（『世界経済評論』1983年8月号、36頁）に依った。

Ⅳ. 輸出金融の「民間優位化」

—むすびにかえて—

「民間優位化」とは、輸銀を直接融資機関から保証・保険機関に変え、その下で民間資金を中長期貿易金融に導入しようとする政策方向を指している¹⁾。すでに、1980年5月の段階で当時の財務次官補バークステンは次のように述べていた。「我々は、融資保証プログラムを拡大し、それを投資家にとって一層魅力的にすることを

求めるつもりである。その結果、それは直接融資予算への圧力を救済することができる。この点で、我々は保険会社、年金基金およびその他の長期投資家を、輸出金融という彼らが十分に開発していない投資機会にまきこむことを求めている。」²⁾ 保証・保険枠の拡大という傾向は、Ⅱ. (3)で述べたように、現実のものとなっている。補助的融資のコスト高に加えて途上国債務危機の発生が、民間金融の利用可能性をして輸出金融の主要問題たらしめているのである。

輸出金融に民間資金を動員するために、新たな金融手段が必要とされるであろう。検討されているものの一つは、航空機輸出を金融する目的の international equipment trust certificate (IETC)³⁾ である。これは、航空機、船舶などの資本財の国内販売を金融するために広く使用されている政府保証付 equipment trust certificate の国際版であり、この金融メカニズムの主な利点は、貸し手にとっての優遇税制のために、銀行や資本市場から直接に市場金利よりも低い利子で長期資金を調達できることにある⁴⁾。

提案されているもう一つの金融手段は、輸出貿易手形 (ET 手形) である。これは、「アメリカの輸出を促進して貿易の大幅赤字を改善し、アメリカ国内の雇用を増加することを主要目的」⁵⁾ として1982年10月に発効したアメリカ輸出商社法と関係しているのであるが、形態的にはヨーロッパで使用されている「フォーヘイト手形の拡大アメリカ版」⁶⁾ である。すなわち、中長期の約束手形に *aval* という裏書保証の一形態を付与することによって、手形の流動性を高め、容易な資金調達 (回収) 手段として、あるいはまた、新たな投下対象を求める貨幣資本家にとって魅力ある投資物件として運用されることが想定されているのである。

さて、最後に「民間優位化」の意味するところを述べてむすびとしたい。まず、借り手の立場から考えれば、輸銀の譲許的金利での融資にかわって、市場レートでの民間融資が主流になることから、ガイドライン金利引上げの場合と

同様に、金利負担の増加に帰着するだろう。「民間優位化」による輸銀にとっての補助金の削減あるいは除去が、借り手の金利負担増をもたらす、輸銀の本来の目的である輸出拡大の阻害要因となる可能性を秘めている。

次に、「国家の貿易金融への介入」なる視点から見た輸銀の保証・保険機能化の意味である。「民間優位化」が提唱される背景には、金融市場における過剰資金の滞留なる事態が横たわっている。したがって、「国家の貿易金融への介入」を必要とした2つの要因のうち、資本市場の「不効率性」は金融市場の成長・深化のもとで緩和されてきたといえる。輸銀の保証・保険を条件にして動員される年金等の長期性資金の立場からいえば、中長期輸出金融は新たな価値増殖の基盤としての積極的意味を有することになる。ともあれ、輸銀の保証・保険機能の重視への移行は、国家の介入形態の直接介入から間接介入への変化をもたらすことになるだろう。

すでに述べたように、中長期貿易金融における公的保証は、本質的には短期金融におけるバンク・アクセプタンスと同様に引受信用の供与であり、また、輸出保険も債権回収の遅れをつなぐための流動性維持機構であり、これもアクセプタンスすなわち支払保証とあまり異ならない役割を果たしていた。したがって、何か問題が生じないかぎり、公的資金が実際に使われることはない。この点で、輸銀の保証・保険機能化とは、輸銀を貿易金融の「最後の貸し手」たらしめることに他ならない。

本稿では、貿易金融の立場からアメリカ輸銀を取り上げたのであるが、輸銀自身を問題にすれば、アメリカ公金融に占める輸銀の位置、アメリカ経済における輸銀の役割さらにはアメリカ対外政策と輸銀活動の絡み合い等々の論点が浮かび上がってくる。だが、筆者の当面の関心は、国際金融の視点から貿易金融（中長期輸出金融）の問題を展開することである。稿を改めたい。

注)

- 1) ここでは、公的輸出信用に視点を置いて民間資金の輸出金融への動員を問題にしているのであるが、逆に、民間資本の側からすれば、公的機関をパートナーあるいは媒介とする貸付という理解もなりたちうる。たとえば中本悟氏は「公的金融機関を媒介とする多国籍企業と銀行とのいわば間接的な結合関係」を現代金融資本の特徴の一つとして積極的に把握すべきだとする論点を提出されている（中本悟、[36]、112頁）。また、輸銀と民間資本との関係については、Feinberg, R. E., [12], pp. 37-49 を参照。
- 2) U. S. Senate, [22], p. 55.
- 3) Emery et al., [11], pp. 116~117 および Crawford, M. H., [7], p. 80参照。
- 4) Emery et al., *ibid.*, p. 117.
- 5) ヤング, A. K., [41], 15頁。
- 6) Belton, A. J., [4], p. 125. 尚、フォーヘイティング (forfeiting) については別稿で詳論したい。

参考文献

- [1] Adams, F., *Economic Diplomacy: The Export-Import Bank, 1934-1939*, University of Missouri, 1976.
- [2] Baron, D. P., *The Export-Import Bank: An Economic Analysis*, Academic Press, 1983.
- [3] Baughn, W. H. and Mandich, D. R., *The International Banking Handbook*, Dow Jones-Irwin, 1983.
- [4] Belton, A. J., "A New Weapon in the Battle for Trade", *Euromoney*, February 1984.
- [5] Cauboue, P., "Medium-term Lending by the French Deposit Banks and Banques d'Affaires", *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, September 1954.
- [6] "The City and Export Finance", *The Banker*, July 1953.
- [7] Crawford, M. H., *Government Support for Exports: Second-Best Alternative*, Lexington Books, 1980.
- [8] Dodsworth, T., "Export credits: a consensus in name only?", *The Banker*, May 1982.
- [9] Duff Jr., J. M., "The Outlook for Official Export Credits", *Law & Policy in International Business*, Vol. 13, 1981.
- [10] Dunn, A. and Knight, M., *Export Finance*, Euromoney Publications, 1982.
- [11] Emery, J. J., Graham, N. A., Kauffman, R.

- L., Oppenheimer, M. C., *The U. S. Export-Import Bank: Policy Dilemmas and Choices*, Westview Press, 1984.
- [12] Feinberg, R.E., *Subsidizing success: The Export-Import Bank in the U. S. Economy*, Cambridge University Press, 1982.
- [13] Fry, R., "Competition in export credit terms", *The Banker*, August 1979.
- [14] Hillman, J. J., *The Export-Import Bank At Work: Promotional Financing in the Public Sector*, Quorum Books, 1982.
- [15] Holliday, G. D., "History of the Export-Import Bank of the United States", in Marrer, D. ed., *U. S. Financing of East-West Trade*, Indiana University, 1975.
- [16] Mikesell, R. F. and Trued, M. N., *Postwar Bilateral Payments Agreements*, Princeton Studies in International Finance, No. 4, 1955.
- [17] Ongpin, R., "Change the system", *Euromoney*, October 1983.
- [18] Rendell, R. S., "Export Financing and The Role of the Export-Import Bank of the United States", *The Journal of International Law and Economics*, Vol. 11, 1976.
- [19] Segré, C., "Medium Term Export Finance: European Problems and Experiences", *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, June 1958, 邦訳『大蔵省調査月報』第47巻第12号, 第48巻第1, 3号。
- [20] Taylor, K., "A case for export credit subsidies", *The Banker*, February 1984.
- [21] U. S. Senate, Subcommittee on International Finance, "Hearings on Export-Import Bank Programs and Budget", 1980.
- [22] U. S. Senate, Subcommittee on International Finance, "Hearings on Competitive Export Finance", 1980.
- [23] U. S. Senate, Subcommittee on International Trade, Investment and Monetary Policy, "Hearings on Export-Import Bank Budget Authorization", 1981.
- [24] U. S. Senate, Subcommittee on International Finance and Monetary Policy, "Hearings on Export-Import Bank Programs and Policies", 1982.
- [25] U. S. Senate, Subcommittee on International Finance and Monetary Policy, "Hearings on Export-Import Bank Amendments of 1983", 1983.
- [26] U. S. Senate, Subcommittee on International Finance and Monetary Policy, "Hearings on Export-Import Bank Proposal of Credit to Brazil and Mexico", 1983.
- [27] Vetera, R. S., "A Financial Prescription for America's Ailing Export", *Business America*, July 25, 1983.
- [28] Walmsley, J., *A Dictionary of International Finance*, Macmillan, 1979.
- [29] World Bank Staff Report, *The Changing Nature of Export Finance and Its Implications for Developing Countries*, 1980.
- [30] OECD『OECD加盟国の輸出信用制度』(『海外投資研究所報』1983. 1~6)。
- [31] 木下悦二『国際経済の理論』有斐閣, 1979年。
- [32] 齊藤叫「ワシントン輸出入銀行の生成と展開(1934—41)」『商学論纂』第19巻第3号, 1977年。
- [33] 世界経済情報サービス『中長期輸出金融に関する諸問題』1979年3月。
- [34] 世銀スタッフ・レポート『先進国の発展途上国に対する輸出者信用』(日本輸出入銀行『海外調査資料』第4号, 1967年6月)。
- [35] 塚崎輝博「中長期輸出信用規制の史的背景」『海外投資研究所報』1981年8月号。
- [36] 中本悟「アメリカ金融資本の国際的展開について」『証券経済』第146号, 1983年12月。
- [37] 西田勝喜「プラント輸出をめぐる先進国間輸出信用競争—Matching問題を中心に」『日本貿易学会年報』第21号, 1984年2月。
- [38] 日本機械輸出組合『プラント輸出ファイナンス基礎調査委員会報告』1982年6月。
- [39] 日本興業銀行『輸出金融制度とその実情(米国, カナダ)』1984年3月。
- [40] 毛利良一「国際債務危機の基本的性格」『研究紀要』第58号(第2分冊)。
- [41] ヤング, A. K., 「アメリカの輸出商社法—内容と成立後の動向」『日本貿易会月報』1984年4月。